

（午前9時30分 開議）

○議長（土井裕美子君）皆さま、おはようございます。ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（土井裕美子君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

議会運営委員会委員長 岡本さんから令和2年3月11日付をもって議案1件が、議員辻本さんほか5名から令和2年3月5日付をもって議案1件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土井裕美子君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において7番 石橋さん、17番 岡さんの2人を指名いたします。

#### 日程第2 議案第42号 橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について から、日程第4 議案第50号 市道路線の変更について までの3件

○議長（土井裕美子君）日程第2 議案第42号 橋本市飲料水供給施設事業給水条例について から、日程第4 議案第50号 市道路線の変更について までの3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 8番 杉本さん。

〔8番（杉本俊彦君）登壇〕

○8番（杉本俊彦君）おはようございます。それでは、委員長を報告させていただきます。

去る3月5日の本会議において本委員会に付託された、議案第42号 橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第49号 市道路線の認定について、議案第50号 市道路線の変更について を審査するため、3月12日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第42号は、飲料水供給施設の使用料金を消費税及び地方消費税（以下、消費税という）を含んだ内税表示とするもの、並びに現行の開閉栓手数料では業務コストを賄えないことから、当該施設に係る各種手数料について、水道事業給水条例の手数料規定を準用するものである。なお、今回の改正による開閉栓手数料以外の手数料には額の変更はない。

委員から、改正後における料金の算出根拠について ただしがあり、現行の基本料金、超過料金にそれぞれ税率を乗じ、1円未満の端数を切り捨てた上で、基本料金については、その後10円未満の端数を切り捨てた料金体系であり、また税制上、消費税は総課税額に税率を乗じた金額が納税額であるが、料金の算出方法については事業者委ねられていることから、本市では本料金体系としている との答弁がありました。

水道料金に係る消費税のうち市の負担額と負担に伴う将来の料金値上げへの影響について ただしがあり、当該事業は、一般会計のため免税事業となり、消費税を納付する必要がないため負担にならず、このことから値上げへの影響もないと考えるが、施設の老朽化

に伴う更新費用が必要となる際は、値上げは考えられるとの答弁がありました。

現行の料金体系となる前には内税表示だったものが現行の外税表示となり、今回、再び内税表示とした理由と今後消費税率が変更した場合の対応について ただしがあり、よりわかりやすい料金表示とするため内税表示としており、今後消費税率に変更が生じた場合は、その都度料金改定の必要があるとの答弁がありました。

議案第49号は、平成20年度に小規模土地改良事業により整備された農業用道路、及び広域営農団地農道整備事業により和歌山県が整備し、その後23年度に市へ移管された農業用道路、並びに御幸辻地区公園施設等整備事業により整備している道路を、それぞれ菖蒲谷中垣内線、フルーツライン2号線、杉村やすらぎ広場線として市道認定するものであり、委員会は現地へ赴き調査の後、審査を行いました。

委員から、フルーツライン2号線について、県から市への移管後、道路に瑕疵があった場合の対応について ただしがあり、県から道路を引き取る際に協定を締結し、移管前の修繕については県が行い、道路状況を確認した上で市へ移管され、図面等の必要書類も引き継いでいる。移管後に瑕疵があった場合は県との協議は必要だが、重大な瑕疵でない限り、原則市で対応するとの答弁がありました。

議案第50号は、市道路線の起点、終点または名称を変更するもので、矢倉脇平線については、交差する伊関線が平成27年に市道認定されたことに伴い、終点位置を彦谷北宿線及び南宿線については、旧丹生川ダム建設が中止されたことにより、建設予定地であった当地区の地域整備が17年度から29年度にかけて実施されたことに伴い、彦谷北宿線の終点位置と南宿線の起点位置を、御幸が丘5号線に

ついては、19年の地籍調査の結果に基づき、起点位置をそれぞれ変更するものと、清水西畑幹線の延伸道路として、広域営農団地農道整備事業により県が整備した農業用道路が市へ移管され清水西畑線につながったことに伴い、当該路線の終点位置を変更するとともに路線名称をフルーツライン1号線に変更するものである。

委員から質疑、意見等はありませんでした。以上です。

○議長（土井裕美子君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第42号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第42号 橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第49号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第50号 市道路線の変更について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第35号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
と、日程第6 議案第46号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第5 議案第35号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について と、日程第6 議案第46号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 14番 小西さん。

〔14番（小西政宏君）登壇〕

○14番（小西政宏君）おはようございます。委員長報告をさせていただきます。

去る3月5日の本会議において本委員会に付託された、議案第35号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第46号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について を審査するため、3月13日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第35号は、被保険者間の税負担の公平を図る観点から賦課割合における資産割を廃止し、所得割、均等割及び平等割の3方式を基本とするとともに、令和9年度を期限に、国民健康保険の財政運営主体である和歌山県から示される標準保険税率に段階的に移行するにあたり、各賦課割合及び各保険税率を改正するものである。なお、保険税額の急激な上昇を抑えるために激変緩和措置として、令和元年度から令和5年度まで橋本市国民健康保険事業基金を活用することとしている。

委員から、現在の徴収率について ただしがあり、平成30年度医療分については96.4%となっている との答弁がありました。

令和9年度に標準保険税率に和歌山県下が統一されると説明があったが、もう少し早くすることはできないのか とのただしがあり、平成30年度の国民健康保険制度改正により財政運営主体が都道府県単位に移行され、和歌山県は制度改正から10年をめどに統一をしていくという方針が示されている との答弁がありました。

和歌山県下の市町村で、現在保険税に違いはかなりあるか とのただしがあり、所得がどれぐらいあるか、医療をどの程度使っているか等により算出されており、本市を含む紀北筋は医療提供環境が整っている分、高くなっていると考えられ、他の市町村と比べ保険税に開きが見られる との答弁がありました。

議案第46号は、橋本市民病院の使用料及び手数料等の納付について、医療保険制度の特殊性に鑑み、病院事業管理規程に定める場合は、納期限を別に定めることができるよう改正し、また、長年低く抑えていた分娩に要する費用である分娩介補料を、近隣市町、県下平均額と同等程度に改正するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

以上で終わります。

○議長（土井裕美子君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第35号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

11番 阪本さん。

〔11番（阪本久代君）登壇〕

○11番（阪本久代君）おはようございます。

議案第35号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

国民健康保険制度は国民皆保険を支える大事な制度です。国民健康保険に加入している世帯は年金生活者など低所得者が多く、法定軽減を受けている世帯が多いことから低所得者が多いことがわかります。所得の割に負担が重い国民健康保険税を何とか払える国保税にしてもらいたいというのが市民の願いです。資産割がなくなることは、特に所得がなく資産がある世帯にとってありがたいことだと思います。しかし、減収分を補い、県から示された保険料率に近づけるために基金を使いながら徐々に上げていくとはいえ、毎年の値上げが計画されています。今回の改定で、平均3,300円の値上げとなるとのことですので、

反対をいたします。

○議長（土井裕美子君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

1番 岡本さん。

〔1番（岡本安弘君）登壇〕

○1番（岡本安弘君）議案第35号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

国民皆保険制度は、全ての日本国民が日本全国どこでも同じ医療費で平等に医療が受けられ、加入者が保険料を納め、医療費の負担を支え合う助け合いの制度であります。平成30年度、国制度改正により国民健康保険制度の財政運営主体が和歌山県に移行し、県下各市町村が納付金を納めることになっております。本市の現行保険税率に対し県から示された市町村標準保険料率においては、資産割がなく、県から提示された本市標準保険料率に近づけるには、単年度では急激な保険料の増額となってしまいます。段階的に基金を活用し急激な保険税の値上げとにならないよう、また市民への負担を少しでも緩和できるよう、緩和措置もとられているということから、本案について賛成とさせていただきます。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第35号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第35号は委員長報告のとおり

可決されました。

次に、議案第46号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第46号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第15号 令和2年度橋本市一般会計予算について から、日程第19 議案第27号 令和2年度橋本市病院事業会計予算について までの13件

○議長（土井裕美子君）日程第7 議案第15号 令和2年度橋本市一般会計予算について から、日程第19 議案第27号 令和2年度橋本市病院事業会計予算について までの13件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

令和2年度予算審査特別委員会委員長 6番 辻本さん。

〔6番（辻本 勉君）登壇〕

○6番（辻本 勉君）それでは、令和2年度予算審査特別委員会の委員長報告を行います。

去る3月5日の本会議において本委員会に付託された、議案第15号から議案第27号までの令和2年度各会計予算13件の審査結果について報告いたします。

3月6日、9日、10日に委員会を開催し、慎重審査を行いました。審査結果については

次のとおりであります。

まず、議案第15号と議案第16号は、いずれも賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号から議案第22号までは、いずれも全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号は、賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号と議案第26号は、いずれも賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員会の審査結果報告を終わりますが、詳細については後日委員会記録をご高覧くださいようお願いいたします。委員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第15号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

10番 高本さん。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

○10番（高本勝次君）皆さん、おはようございます。そしたら、令和2年度の橋本市一般会計予算に反対する立場で討論させていただきたいと思います。

橋本市のまちづくりは、少子高齢化対策と

地域経済活性化に重点を置いた市政にしてい  
くことが大切だと思います。乳幼児医療費無  
料化では、県下では橋本市と和歌山市だけが  
所得制限を設けています。そして、紀州っ子  
いっぱいサポート助成では、保育所、幼稚園  
の無料化では第2子には助成がなく、第3子  
でも保育所のみになっています。これは県下  
9市の中で、橋本市と岩出市だけであります。  
保育所、幼稚園ともに食糧費助成のないのは、  
これまた県下9市の中で橋本市と岩出市のみ  
であります。

年収が少なく、非正規で働く若い世代も少  
なくありません。大阪など他市へ引越しま  
ないで、この橋本市に住みながら働き、また  
夢と希望を持って子育てするなら橋本だと言  
われるような、そういうまちにしてい  
くべきだと思いますし、若い世代の定住を図る施策  
が今求められていると思います。

地域経済活性化では、中小企業に重点を置  
いた施策として本市では利子補給制度があり  
ますが、これまで何度か提案してきましたが、  
経済波及効果実証済みの住宅リフォーム助成  
制度がありません。子育て世代や中小零細企  
業に重点を置いた施策を一層進めていくこと  
を求めて、反対いたしたいと思います。どう  
ぞよろしくお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）次に、賛成の立場で  
討論する方ありませんか。

8番 杉本さん。

〔8番（杉本俊彦君）登壇〕

○8番（杉本俊彦君）賛成の立場で討論しま  
す。

本市は皆さんもご存じのとおり、農林水産  
業や商工業を中心とした税収から多くの法人  
税だけで賄うまちではありません。北部住宅  
開発により、人口流入の市民税や固定資産税  
等と合わせ運営していますが、人口が毎年  
約700人減少している中で毎年膨れ上がる社

会保障費等の本市の予算を見ますと、苦しい  
財政の中でこのように精いっぱい予算を組  
んでいるということを私は評価し、賛成の立  
場といたします。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方あ  
りませんか。

14番 小西さん。

〔14番（小西政宏君）登壇〕

○14番（小西政宏君）令和2年度橋本市一般  
会計予算について、反対の立場で討論したい  
と思います。

今、賛成討論でもありましたように、本市  
の財政状況は非常に厳しく、皆さんで我慢を  
しながら、市民の皆さんとともに進んでい  
つとるわけでありますけれども、今議会でも市  
長からもお話がありましたように、この橋本  
市は観光をしていくまちではないと、そうい  
うふう在最近市長からよく聞くわけです。そ  
の考えについては、私も全く同じ意見であり  
ます。

ですけれども、観光関係予算については例  
年つけていくといいますか、DMO等々も踏  
まえていろんな議論があったと思います。や  
っぱり言うていることと本予算についての整  
合性というところについては私は納得がい  
かない中で、やっぱり観光にお金をかけるより  
も、ほかにもっとお金をかけていかなあか  
んところが私の優先順位としてはあるという  
ふうなことを思っております。

よって、今回の一般会計予算については反  
対といたしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方あ  
りませんか。

18番 中本さん。

〔18番（中本正人君）登壇〕

○18番（中本正人君）私は本年度予算に対  
しまして、賛成の立場で討論したいと思  
います。

県下の自治体の当初予算を見ていまして、

本当に苦しい予算となっております。本市におきましてでも、急速に高齢化が進み、社会保障費の膨らみ、そして人口減少等々で本当に市民税等が減収しております。そういう厳しい中で、当局は財政健全化対策に取り組んで必死に頑張っており、市長以下職員の給与カット等、私は評価をしたいと思います。

そして、今年度の予算を見ましても、厳しい財政ながら前年度予算に比べて予算増ということを私は評価したいということをし上げ、賛成討論といたします。どうぞ議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号 令和2年度橋本市一般会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第16号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

11番 阪本さん。

〔11番（阪本久代君）登壇〕

○11番（阪本久代君）議案第16号 令和2年度橋本市国民健康保険特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

先ほども言いましたけれども、国民健康保険制度は国民皆保険を支える大事な社会保障制度です。国民健康保険に加入している世帯は、年金生活者など低所得者が多く、所得の割に国民健康保険税が高くて、少しでも負担

を少なくしてほしいというのが市民の願いです。その願いに応えていない予算なので、反対いたします。

○議長（土井裕美子君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

13番 田中さん。

〔13番（田中博晃君）登壇〕

○13番（田中博晃君）私は議案第16号に賛成の立場で討論いたします。

まず、この社会保障、国民健康保険制度ですけれども、もしなくなったらどうするって考えるのが一つだと思います。これがなくなったら、なおさらしんどい目をするのは市民の皆さんです。その中で今やっていけることを考えていった場合に、やはり多少お金がかかってでも、確かに高いとは思いますが、お金がかかってでもこの制度を継続していくことが一番市民の皆さん、国民の皆さんのためになると考え、賛成討論といたします。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

9番 南出さん。

〔9番（南出昌彦君）登壇〕

○9番（南出昌彦君）おはようございます。私も賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり安定化が図られています。令和2年度においては、国民健康保険税は12億8,400万円で、年々減少の一途をたどっており、繰入金で一般会計繰入金5億1,600万円とは別に基金繰入金1億8,300万円を計上して、被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するため、基金の充当による激変緩和措置を行って予算編成に取り組んでいます。

また、基金については、6年間の活用期間で傾斜的に配分し、年度間の負担の平準化を図り、市民に寄り添った予算編成となっております。

ります。

よって、令和2年度国民健康保険の特別会計予算案に賛成の立場で討論いたします。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号 令和2年度橋本市国民健康保険特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

次に、議案第17号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 令和2年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号 令和2年度橋本市

駐車場事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第19号 令和2年度橋本市墓園事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 令和2年度橋本市農業集落排水事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されま

した。

次に、議案第21号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 令和2年度橋本市土地区画整理事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 令和2年度橋本市介護保険特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第23号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

10番 高本さん。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

○10番（高本勝次君）それではいたします。令和2年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

高齢者を取り巻く暮らしの状況は、毎年年金が増え、マクロスライドで下がり続け、さらに消費税が昨年10月より10%になり、高齢者は自分の暮らしを守るために節約生活を強いられています。本市の後期高齢者被保険者数は、昨年度3月末現在1万35人で人口の約16%です。本市の平成30年度決算で後期高齢者医療保険料を見ると、軽減対象者数は6,365人で全体の63%を占めています。県全体で見ますと、令和2年度の保険料の値上げによって9割軽減特例廃止は4万5,000人です。8.5割軽減縮小は約3万8,000人となっています。合わせて被保険者の半数を超える人に影響を与えています。

今回の値上げと特例軽減廃止により、年金80万円の人の保険料は9,100円から1万5,000円に、年金160万円の人は1万3,000円から1万7,900円という大幅な値上げになります。橋本市民の年収を見てみると、200万円台までの世帯は8,450世帯で全体の36%を占めています。年金が減り続け、消費税10%、市の公共料金値上げ等で暮らし向きは大変です。

例を挙げて申しますと、日本と全く違う先進国なんですけれども幾つも存在します。イギリス、フランス、デンマーク、カナダなど、制度を少し調べてみればわかりますが、日本と全く違う医療制度のもとで国民の安心と安全が保障されているのが見えてきます。基本は、国民が命にかかわる病気になったときに必要な医療を国の責任によって受けることができる、それは国民の権利として確立しているということでもあります。

日本共産党は後期高齢者医療制度を廃止し国民健康保険に一本化することを求めつつ、高齢者の医療費の自己負担をなくすことを展望しています。そのためには、大企業に対する優遇税制の廃止、株関係の利益に対する国

際社会並みの課税などに踏み切るとともに、累進課税の再構築が必要であります。国は消費税増税とともに、法人税の引き下げと高額所得者への減税を行ってきました。その結果、日本の税収は増えなくなり、大企業には内部留保が蓄積されるようになり、国民の中には格差と貧困が広がりました。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を年齢で囲い込み、高齢者に医療費の負担を自覚してもらうためにつくられたものであります。私たち地方議員がその廃止を求めないと、国の制度は変わっていきません。制度の廃止を訴えて、私の反対討論といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

9番 南出さん。

〔9番（南出昌彦君）登壇〕

○9番（南出昌彦君）私は賛成の立場で討論いたしたいと思います。

後期高齢者医療制度はご承知のとおり、国の医療制度改革の一環として創設された制度であります。ほかの健康保険とは独立した医療保険制度であり、制度の運営主体は市町村が加入する広域連合で、市町村が協力して運営をしています。予算編成においては、国の医療制度改革の一環として創設された制度として、歳出では広域連合納付金をはじめ、各事業及び経費に適正に配分されていると思います。歳入においても、主には保険料及び一般会計からの繰入金により確保されており、令和2年度予算として何ら問題のない予算として編成されていると思います。

よって、賛成の立場の討論といたします。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号 令和2年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について 採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第24号 令和2年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算について 採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

11番 阪本さん。

〔11番（阪本久代君）登壇〕

○11番（阪本久代君）議案第25号 令和2年度橋本市水道事業会計予算について、反対の立場から討論を行います。

橋本市の水道料金は、近隣の市町村と比べて高いというのが多くの市民の声です。さらに値上げをすることが決まり、それを実行する予算となっています。お水は命のもとです。

お水がなければ生きていけません。水道料金が生活を圧迫することがないように求めます。老朽化した施設などの更新は必要ですが、急がなくていいものは後に回し、市民にも20年間で195億円必要という説明ではなくて、この工事をすれば水道料金はこうなりますという説明をすることと、それと、市民との合意が必要になってくると思います。

そういうことを求めて、反対といたします。

○議長（土井裕美子君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

8番 杉本さん。

〔8番（杉本俊彦君）登壇〕

○8番（杉本俊彦君）私は賛成の立場で討論します。

人口減少が続き、節水型社会の進展する中で水需要が減少し、給水収益の減少が続いているのが現状です。今後、一層の老朽化対策と耐震化への取り組み、台風やゲリラ豪雨による風水害対策、水質事故対策などが求められていくこれらへの取り組みにより、安定供給を阻むリスクを低減し、市民に安全で安定的な水供給を図るためには、計画的な設備更新投資が必要であり、そのための財源の確保がなくては事業の持続的な実施はできません。

当然ですが、市民の暮らしを考えると、水道事業者の責任と役割は、安心、安全でおいしい水を適切な料金でいつでも供給することです。市民はその水道事業の受益者であり、またその経営を支える主体でもあります。それを当局が理解した予算と評価し、賛成の討論といたします。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第25号 令和2年度橋本市

水道事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

10番 高本さん。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

○10番（高本勝次君）それでは、反対の立場で討論いたします。

令和2年度橋本水道事業会計予算に反対であります。下水道料金の滞納額は、平成21年度から30年度までの間、この10年間で約263万円になっています。このうち、平成29年度は約50万円、30年度は約70万円で徐々に増えていっています。今回、水道料金が値上げになったことでさらに滞納額は増えるのではないのでしょうか。

下水道事業は企業会計にかわっても、料金収入と国、県の補助金、一般会計からの繰り入れで事業が進められています。本市の下水道事業は、6万2,000人全ての市民の土地整備、環境整備に大きく貢献しています。ですから、下水道事業は全ての市民の生活にかかわっており、一人ひとりの市民がこの下水道事業を支えていくものではないのでしょうか。下水道事業会計が赤字だからと言って、下水道管を接続している方に料金負担を対応するのではなく、市財政からの見直しをして下水道事業会計を進めなくてはならないと思います。

このことを求めて、反対討論といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（土井裕美子君）次に、賛成の立場で

討論する方ありませんか。

9番 南出さん。

〔9番（南出昌彦君）登壇〕

○9番（南出昌彦君）私は、賛成の立場で討論をいたします。

令和元年度は下水道事業について多くの議論を交わし、その結果、事業経営につながる貴重な収穫があったと思います。公営企業は独立採算を原則として経営するものですから、一般会計に依存しない事業経営をめざし、長期的な視野を持って取り組まなければなりません。下水道施設は、ライフラインとして市民生活に欠かせない恒久的な財産です。本市の進めるさまざまな施策も、市民の皆さんの安全、安心な暮らしがあってはじめて生きるものです。市民の皆さんにこれからも安心して利用していただけるよう、適正な維持管理を行っていく必要があります。令和2年度の予算は、それらのことを踏まえた予算編成であり、賛成といたします。どうかよろしくお願いたします。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号 令和2年度橋本市下水道事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第27号 令和2年度橋本市病院事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。